

平成20年度

中津川市地域防災計画

～ 総則編 ～

中津川市防災会議

目 次

総 則 編

第 1 章 総 則	1
第 1 節 市の方針	1
第 2 節 地域防災計画の目的、性格	2
第 3 節 防災に関する組織	5
第 4 節 防災機関の業務の大綱	7
第 5 節 市地域の概要	15
第 6 節 被害想定等	18
第 7 節 市災害対策本部の組織	20

第1章 総則

第1節 市の方針

（背景）

市域の拡大と地勢的特性

東西25km、南北50km 面積677km²（旧市の2.5倍）

飛騨、木曾山脈帯に囲まれた中山間地（森林80%）

本流、木曾川へ流下する土石流危険渓流（四ツ目川大災害ほか）

迫り来る東海、東南海地震（地震防災対策の強化地域・推進地域）

縦横に走る活断層帯（A級阿寺断層ほか）

～ 災害の教訓と被害の想定

（必要性）

安全な暮らしの確保

～ 新市を災害に強いまちへ

市、関係機関、事業者、そして地域住民が、それぞれの役割を担い、お互いの連携をもって、市の地域の災害予防対策に取り組み、早めの避難や災害時の迅速的確な対応ができるよう日頃から備えることにより、地域防災力を高める。

基本方針

『備え』

自助・互助・公助

地域分散（分権）型で対応する（現場主義）

平常時のシステムで異常時に対応する

* 災害対応能力の養成と向上

- ・ひとり一人の心がけ
- ・意識や知識の高揚と防災技術の向上（学習・訓練）

* 地域ごと互いに助け合う自主防災組織の強化

- ・消防団など関係機関との連携協力
- ・地域コミュニティの醸成

* 防災（減災）と危機管理

- ・市民の安全対策の向上と早めの避難
- ・応急対策設備の整備と分散配備
- ・分散的応急対応の体制整備（市役所力の強化）

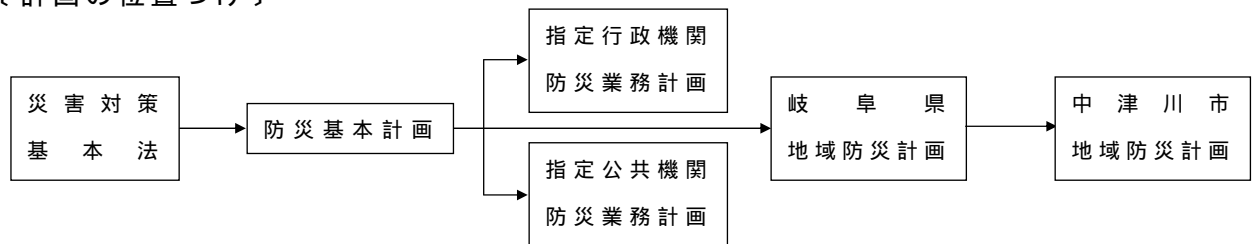
～ 地域の実態に即した地区計画づくり

第 2 節 地域防災計画の目的、性格

1 目 的

この計画は、災害対策基本法第（昭和 36 年法律第 223 号）42 条の規定に基づき、中津川市防災会議が中津川市の地域にかかる防災に関する事務または業務について、総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用することによって、市の地域、ならびに地域の住民の生命、身体および財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

〔計画の位置づけ〕



2 計画の性質

（ 1 ）他計画との関係

この計画は、国の防災基本計画に基づき、市の地域における防災対策に関して総合かつ基本的性格を有するものである。したがって、他の計画等で定める防災に関する部分はこの計画と矛盾し、または抵触するものであってはならない。

また、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画または岐阜県地域防災計画に抵触するものでもない。

（ 2 ）計画の修正

この計画は、毎年度の当初に検討を加え、必要があると認めるときは、あらかじめ、岐阜県知事に協議したうえでこれを修正し、その要旨を公表するものとする。したがって、各機関は、毎年関係のある事項について市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

（ 3 ）計画の内容

風水害等対策編は、市の地域における気象、地勢、地域的特性等によって起こりうる暴風、豪雨、地すべり、洪水等の対策に関し、地震対策編は、東海地震をはじめとした海溝型地震及び阪神・淡路大震災、新潟県中越地震の原因ともなった内陸（直下）型地震の対策に関し、事故災害対策編は、大規模な事故災害の対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

なお、地震対策編中、第 3 章「東海地震に関する事前対策」は大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 6 条の規定に基づく地震防災強化計画とし、第 5 章「東南海・南海地震に関する対策」東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関わる特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 6 条の規定に基づく推進

計画としている。

ア 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱ならびに市災害対策本部の設置

イ 防災施設の新設または改良、防災教育および訓練、防災上重要地域の調査・指定、その他の災害予防計画

ウ 災害応急に関する次の計画

(ア) 防災組織の運用に関する計画

(イ) 災害輸送、通信および災害対策要員に関する計画

(ウ) 自衛隊災害派遣要請に関する計画

(エ) 災害情報に関する計画

(オ) 災害防除に関する計画

(カ) り災者の救助保護に関する計画

(キ) 災害時における教育に関する計画

(ク) 災害警備に関する計画

(ケ) その他災害時における応急対策の計画

エ 災害の復旧に関する計画

オ その他必要な計画

(4) 計画の周知・運用

この計画は、市その他防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、平素から研究、訓練を行う等してこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画の周知徹底を図り、計画の効果的な運用ができるように努めるものとする。また、計画の具体的実施にあたっては、市その他防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。

(5) 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

ア 市本部とは、中津川市災害対策本部をいう。

イ 市支部とは、中津川市災害対策本部の支部をいう。

ウ 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。

エ 県支部とは、岐阜県災害対策本部の恵那支部をいう。

オ 市計画とは、中津川市地域防災計画をいう。

カ 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。

キ 市本部長とは、中津川市災害対策本部長をいう。

ク 市支部長とは、中津川市災害対策本部の支部長をいう。

ケ 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。

コ 県支部長とは、岐阜県災害対策本部の恵那支部長をいう。

サ 防災関係機関等とは、国、県、市および公共的団体その他防災上重要な施設の管理者ならびに協力機関をいう。

シ 災対法とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。

ス 自然災害とは、暴風、豪雨、地すべり、洪水、高潮、豪雪、地震、その他異常な自然現象をいう。

セ 事故災害とは、大規模な火災もしくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故をいう。

なお、本計画中次の組織名称は、災害対策本部設置の如何によりそれぞれ、次のとおり読みかえるものとする。

災害対策本部設置	災害対策本部不設置時（平常時）
市 本 部	中津川市（生活環境部防災対策課）
市 本 部 長	中津川市長
市本部〇〇部〇〇班	中津川市〇〇部〇〇課
市現地本部	中津川市（生活環境部防災対策課）
市 支 部	中津川市の各総合事務所
市 支 部 長	各コミュニティセンター
市 支 部 長	中津川市の各総合事務所長
市本部事務局	各コミュニティセンター所長
市本部連絡員室	中津川市生活環境部防災対策課
岐 本 部	"
岐 本 部 長	岐阜県（防災課）
岐本部〇〇部〇〇班	岐阜県知事
岐 支 部	岐阜県〇〇部〇〇課
岐 支 部 長	東濃振興局恵那事務所（振興課）
岐 支 部 〇〇班	東濃振興局恵那事務所長
岐 現 地 本 部	東濃振興局恵那事務所管内の県現地機関
	岐阜県（防災課）

第3節 防災に関する組織

1 中津川市防災会議

中津川市防災会議は、市長を会長として災害対策基本法第16条の規定に基づき組織するもので、市における防災に関する基本方針および計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定および実施の推進等を行う。

(1) 会長 中津川市長

(2) 委員

ア 指定地方行政機関の職員（市長任命）

イ 県知事の部内の職員（市長任命）

ウ 県警察の警察官（市長任命）

エ 市長の部内の職員（市長指名）

オ 市教育委員会教育長

カ 市消防長および消防団長

キ 市広報会長会連合会地区会長

(3) 専門委員

2 実施責任

(1) 中津川市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域ならびに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市および指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務または業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して、市および県の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、市および県の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、市、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

(6) 住 民

地域内の住民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

第4節 防災機関の業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務または業務を処理するものとする。

1 中津川市

機関の名称	事務または業務の大綱
市	1 市防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査、報告と情報の収集等 4 災害の防除と拡大防止 5 救助、防疫等災害者救助、保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 被災産業に対する融資等の対策 8 被災市営施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害対策要員の動員、雇上 11 災害時における交通、輸送の確保 12 被災施設の復旧 13 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

2 指定地方行政機関等

機関の名称	事務または業務の大綱
岐阜県警察本部 (中津川警察署)	1 県内各警察署内の災害警備活動の指導・調整に関すること 2 管区内各県警察および県内防災機関との連携に関すること 3 県内各警察署の相互援助の調整に関すること 4 警察通信施設の整備および防護ならびに警察通信統制に関すること 5 情報の収集および連絡に関すること

<p>東海財務局 岐阜財務事務所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 立会関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公共土木、農林水産業、公立文教、公営住宅等法律補助による災害復旧事業費検査立会 (2) その他予算補助による災害復旧事業費検査立会 2 証券関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 届出印鑑喪失時の可能な限りの便宜措置の要請 (2) 有価証券喪失時の再発行手続きの協力要請 (3) 預かり有価証券の売却・解約代金の即日払い申出時の可能な限りの便宜措置の要請 3 融資関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地方公共団体の災害復旧事業債の融資 (2) 地方公共団体に対する短期資金の融資 4 金融関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害関係の融資に関する措置の要請 (2) 預貯金の払戻および中途解約に関する措置の要請 (3) 手形交換、休日営業等に関する措置の要請 (4) 生保および損保保険金の支払および保険料の払込猶予に関する措置の要請 (5) 営業停止等における対応に関する措置の要請
<p>東海北陸厚生局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整
<p>東海農政局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進 2 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集 3 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導 4 被災地における農産物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導 5 農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導ならびにこれらの災害復旧事業の実施および指導 6 直接管理し、または工事中の農地、農業用施設等についての応急措置 7 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等 8 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導 9 応急用食糧の供給支援にあてる在庫量の調査および調達・供給体制の整備 10 穀・乾パン等応急食料の調達・供給 11 小売店の巡回点検により食料品の需給、価格等の動向を、新消費者総合対策に基づき調査実施 12 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置

<p>中部森林管理局 (東濃森林管理署)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 国土保全事業の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 治山事業の充実 (2) 保安林の整備とその適正な管理 2 災害予防対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 森林施業に当たり防災措置を考慮する。 (2) 山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所や点検と予防対策 (3) 国有林野等からの林産物等の流出防止とその対策 (4) 国有林野の火災防止対策 3 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害応急または災害復旧対策に必要な技術職員等の把握と派遣 (2) 災害応急または災害復旧用資機材の貸付 (3) 災害復旧用材(木材)の備蓄および供給 4 災害復旧対策 <p>国有林野事業施設および民有林直轄治山施設等に係る災害復旧は、それぞれ法令等に従って実施する。</p>
<p>中部経済産業局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力およびガスの供給確保指導 2 生活必需物資、災害復旧資財等の適正価格による円滑な供給の確保 3 被災中小企業に対する資金の融通等の措置
<p>中部近畿鉱山保安監督部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、電気、ガス等の施設の保安確保指導 2 鉱山に関する災害防止対策の指導・監督 3 鉱山に関する災害発生時における規模に応じた鉱務監督官の現地派遣および適切な応急対策に関する指導
<p>中部運輸局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る災害情報の収集および伝達を行う。 2 海上における物資および旅客の輸送を確保するため、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。 3 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。 4 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握および緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。 5 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者もしくは港湾運送事業者に対する航海命令または公益命令を発する措置を講ずる。 6 鉄道およびバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 7 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。 8 陸上における物資および旅客の輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。 9 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体および運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握および緊急時の出動体制の整備に努める。 10 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する措置を講ずる。
<p>岐阜地方気象台</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象業務施設の整備 2 気象資料の収集整理と伝達 3 気象予警報等の発表と伝達

<p>東海総合通信局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設および無線通信施設）の整備のための調整および電波の統制管理 2 災害時における電気通信の確保のための応急対策および非常通信の運用監理 3 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査 4 各種非常通信協議会の実施および指導 5 非常通信協議会の育成指導 6 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与
<p>岐阜労働局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業場における労働災害の防止 2 化学設備の緊急遮断装置等異常事態に備えての機械・設備の安全確保および管理体制の整備 3 大雨・地震等悪天候時における高所作業、ずい道工事等の即時中止、退避等業者の安全確保 4 救出・復旧工事等緊急作業時における労働災害防止
<p>中部地方整備局 （多治見砂防国道事務所 中津川出張所）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の整備と防災管理 2 水防のための警報等の発表、伝達と水害応急対策 3 被災施設の調査と復旧

3 自衛隊

機関の名称	事務または業務の大綱
<p>自衛隊</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する調査推進 2 関係機関との連絡調整 3 災害派遣計画の作成 4 防災に関する訓練の実施 5 災事情報の収集 6 災害派遣と応急対策の実施

4 県

機関の名称	事務または業務の大綱
<p>県</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査、報告と情報の収集等 4 災害の防除と拡大防止 5 救助、防疫等災害者救助、保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 被災産業に対する融資等の対策 8 被災県営施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害時における公安の維持 11 災害対策要員の動員、雇上 12 災害時における交通、輸送の確保 13 災害時における防災行政無線通信の防護と統制 14 被災施設の復旧 15 市町村が処置する事務、事業の指導、指示、あっせん等

5 指定公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ東海、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社	1 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害時における緊急通話の取扱い 3 被災施設の調査と復旧
日本赤十字社岐阜県支部 中津川市地区	1 医療、助産、保護の実施 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金の募集配分
中部電力株式会社、関西電力株式会社	1 ダム施設等の整備と防災管理 2 災害時の電力供給 3 被災施設の調査と災害復旧
東海旅客鉄道株式会社	1 鉄道施設の整備 2 電気通信施設および電力施設の整備 3 列車の運転規制に係る措置 4 う回輸送等輸送に係る措置 5 列車の運行状況等の広報 6 鉄道施設等の応急復旧 7 鉄道施設等の災害復旧
日本通運株式会社	1 安全輸送の確保 2 災害対策用物資および人員、輸送の確保 3 被災地の交通の確保
中日本高速道路株式会社	1 高速道路等施設の整備と防災管理 2 被災施設の調査と復旧
水資源機構	1 水資源機構の整備と防災管理 2 被災施設の調査と復旧
日本放送協会	1 住民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底 2 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 放送施設の保守
郵政事業株式会社 東海支社 郵便局株式会社 東海支社	1 災害時における郵政事業の運営の確保 (1) 郵便の運送、集配の確保 (2) 郵便局における電信電話業務の取扱いの確保 (3) 郵便局の窓口業務の維持 2 災害の態様および公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱いおよび救護対策の実施 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分 (3) 被災者の救助を行う地方公共団体または日本赤十字社にあてる救助用物資を内容とする小包郵便物の料金の免除 (4) 災害関係電報電話料金の免除等 (5) 為替貯金業務および簡易生命保険、郵便年金業務の非常取扱い (6) 簡易保険郵便年金福祉事業団による災害医療救護 (7) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金積立金による災害融資

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
社団法人岐阜県エルピーガス協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス施設等の整備と防火管理 2 災害時のガス供給 3 被災施設の調査と災害復旧
社団法人岐阜県トラック協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全輸送の確保 2 災害対策人員、輸送の確保 3 被災地の交通の確保
中部日本放送株式会社、名古屋放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、株式会社岐阜放送、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社岐阜新聞社、株式会社中日新聞社、株式会社毎日新聞社、株式会社朝日新聞社、株式会社読売新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社中部経済新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、社団法人共同通信社、株式会社日刊工業新聞社	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底 2 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金の募集、配分
土地改良区	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業用ため池等の施設の設備と防災管理 2 たん水防除施設の整備と防災管理 3 農地および農業用施設の被害調査および復旧
岐阜県水防協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防施設、資材の整備と防災管理 2 水防計画の樹立と訓練 3 水防施設
恵那医師会、中津川歯科医師会、中津川薬剤師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療および助産活動の協力 2 防疫その他保健衛生活動の協力 3 医薬品の調剤、適正使用および医薬品の管理に関すること
岐阜県看護協会	看護師の派遣の協力
中津川市社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 2 ボランティア活動の推進 3 義援金品の募集および配分
中津川市生活協同組合連合会	物資、資材等の供給確保および物価安定についての協力
日本水道協会岐阜県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害による水道施設被害の調査報告 2 災害の防除と被害の拡大防止 3 被災施設の応急対策と復旧
日本下水道協会岐阜県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害による下水道施設被害の調査報告 2 災害の防除と被害の拡大防止 3 被災施設の応急対策と復旧
岐阜県環境整備事業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域の清掃等に関すること 2 無償による災害一般廃棄物の収集運搬に関すること

社団法人岐阜県建設業協会	1 被災住宅の応急修理に関すること 2 災害時の人命救助に関すること
社団法人岐阜県警備業協会	1 災害時における交通誘導業務 2 避難場所等の警戒活動
社団法人岐阜県バス協会	災害時における自動車による人員の緊急輸送

7 その他の公共団体および防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務または業務の大綱
農業協同組合、 森林組合等	1 市町村本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力 2 農産物、林産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林家に対する融資またはそのあっせん 4 農林業共同利用施設の被害応急対策および復旧 5 飼料、肥料等の確保またはあっせん
病院等管理者	1 避難施設の整備および避難訓練の実施 2 災害時における病人等の収容および保護 3 災害時における被災負傷者の治療および助産
社会福祉施設管理者	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 被災時の入所者および要介護者等の入所保護
共同募金	義援金品の募集、配分
商工会、商工会議所	1 市町村本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助用物資・復旧用資材の確保についての協力、あっせん
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
学校法人	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 被災者における教育の対策 3 被災施設の災害復旧
女性、青年組織等	1 災害義援金品の募集についての協力 2 炊出しその他り災者の救助保護等についての協力
観光協会等	1 観光関係の被害調査その他についての協力 2 観光施設、キャンプ場の災害対策 3 災害時における観光客の対策
高圧ガス取扱機関	1 高圧ガスの防災管理 2 災害時における高圧ガスの供給
火薬取扱機関	火薬の防災管理
ガソリン等危険取扱機関	1 ガソリン等危険物の防災管理 2 災害時におけるガソリン等の供給
広報会	1 住家等一般被害状況等の調査についての協力 2 災害義援金品の募集についての協力 3 炊出しその他り災者の救助保護等についての協力
協同組合中津川建設協会、 恵北建設業協同組合	災害時における道路、河川、橋りょう等の復旧についての協力

中津川旅館組合	災害時における被災者、応援協力者等の宿泊についての協力
中津川市管工事協同組合	1 被災事における上下水道の被災調査および復旧についての協力 2 被災事における水道水の供給についての協力
生活必需品調達機関	被災時における食料品、日用雑貨等の供給についての協力
ゴルフ場経営者	1 災害時における防災情報通信機能の確保 2 災害時における臨時ヘリポートの設置および被災者の救援活動

第5節 市地域の概要

1 自然的条件

(1) 位置

本市は、岐阜県の東南端に位置し、東は長野県、西は加茂郡、南は恵那市、北は下呂市と接し、東西（約）25km、南北（約）50kmの広さを有する。

(2) 面積

本市の面積は、676.38 k m²であり、うち森林面積が約8割を占めている。

(3) 地形条件

本市は、飛騨山脈、木曽山脈に挟まれ、山々を縫うように流れる木曽川とその支流、その流れに沿うように集落が連なる、中山間地域である。

中津地域	当地域の南には、中央アルプス最南端の主峰恵那山(2,190m)を中心に、西へ鯉子山、焼山、天狗森山、三森山等が連なり、北へは富士見台、南沢山、男たい山等屏風状の山々が続いている。これらの山々は、風化した花崗岩から成り、特に恵那山、前山の崩壊が著しく、これを源流とする中津川、落合川、阿木川等の沖積地に、中津、落合、神坂、阿木等の市街地が開けているが、段丘も多く、盆地状の地形となっている。木曽川を隔てて、北側に位置する苗木地区は高峰山から南方へ緩やかな傾斜をなして木曽川へ落ち、坂本地区は南に保古山を中心とするやや低い山並みが西へ延び、これから北への緩斜面で形成されている。
山口地域	当地域の大部分は木曽山脈西麓の山地帯であり、集落は高土幾山麓系から木曽川に向かって西に傾斜した山口地区と、梵天山と馬籠峠を結ぶ山系から西南に傾斜した起伏の多い神坂地区に大きく分かれている。居住地や耕地の標高は、木曽川沿いの300m付近から馬籠峠の750m付近にまでおよび、木曽川沿いの一部の平地を除き、ほとんどの耕地は傾斜地帯にある。
坂下地域	当地域は、木曽山脈の分脈高土幾山、梵天山、飛騨山脈の余波、城根山、後山、松山、高峰山（海拔700～945m）の山々に囲まれた溪谷盆地に開け、総じて起伏に富み、平地が少ない。地域の東端を流れる木曽川本流とその支流川上川に囲まれた一帯が集落や農用地を細長く形成している。
川上地域	当地域の最北端には奥山界山（1,810m）、東西にも山岳群がそびえており、その奥山界山を源流とする川上川は、地域の中央部を南にへ流れ、坂下地域で木曽川に注いでいるが、僅かに開けているのはこの川の流域で、両岸に耕地と人家が点在し、南北に11の集落を形成している。
加子母地域	当地域の北端の山中に発し地域を貫流する加子母川に、ほぼ平行して国道257号が縦貫し、沿って帯状に長い集落を形成している。上流の小郷集落で海拔720m、下流の角領集落で430mの北に高く南に低い地域である。
付知地域	当地域の北東部は、飛騨山脈の西端に直角に交差する阿寺山脈があり、夕森山、出の小路山、奥三界岳、雨乞棚山等いずれも阿寺山脈に属し、山岳地帯となっている。西部は、海拔600mほどの丘陵地帯が続き、この東西の地帯を分けて北から南へ緩やかな傾斜の細長い平坦地が開けている。このほぼ中央を南下している付知川は、福岡地域を経て木曽川本流に注いでいる。
福岡地域	当地域は、南北に約20km、東西方向に約10kmの広がりをもつ南北に細長い地形で、北には三界山(1,595m)、西には二ツ森山(1,223m)がそびえ立ち、中心部を付知川が溪谷をなして北より南に貫流し、幾多の支流を集めて木曽川に合流している。地域の約78%を山林が占めており、付知川に沿って集落や耕地が点在している。

蛭川地域	当地域は、北、東および西の三面が山に囲まれた亜盆地を形成し、西および北東部は傾斜が急であるが地域の中央部に向かって、暫時なだらかな地形を示している。地域の中央には、北から南へ向かって和田川が流れ木曾川に注いでいる。この川の沿岸および低地に起伏する丘陵の間に集落が点在し、耕地が開けている。
------	--

(4) 気 象

本市は、内陸型高冷地気候に属し、年平均気温は 14 前後で市の南北で 1 ~ 2 の気温差がある。年間降雨量は、2,000mm 前後と多雨であり、夏は南東の季節風が吹き温暖であるが、冬は北西の季節風が強く、冷え込みの厳しさに比べ降雪は少ない。市の最北端、飛騨地方に隣接する加子母地域では山岳地帯特有の雷雨および梅雨前線による集中豪雨により、年によっては 3,000mm (年間) を超える降雨量があり、また、冬期も年により 1 m におよぶ積雪がある。

(5) 地震被害の特色

ア 山間部

山間部では、断層の活動に伴う地震の影響をもろに受け、震央や断層沿いでは、大地震であれば大規模な山崩れや土石流による壊滅的被害を受けるところが随所にあられ、中地震であっても山崩れや落石による被害を受ける可能性がある。

イ 平野部

平野部は、山間部に比べ地震による被害が大きいと思われる。特に沖積層の厚く堆積したところの地盤は軟弱であり、大きな被害を受けるものと予想される。

また、平野部では、住宅や工場等の施設が密集し集積しているが、これらの中には、極めて軟弱な地盤でありながら、戦後、住宅や工事が建設されたところが多々あり、地震災害の潜在的な被害主体が以前に比べて著しく増大している。

(6) 活断層の概要

断層は、従来、地震の原因ではなく、地震動の結果として地層がずれたのであるという考え方であったが、近年、地震断層が発見されて、「最近の地質時代に活動した証拠があり、今後も繰り返し大地震を発生させる可能性がある」と判断される断層」つまり活断層が、地震発生と密接な関わりを持っていることが明らかになった。今日では、地震予知の点から活断層の存在は特に重要視されている。

なお、本市に影響を及ぼすとされる活断層の内容については、地震対策編第 7 章活断層に関する対策で記述している。

(7) 海溝型地震

日本列島付近では、太平洋プレート、フィリピン海プレート、ユーラシアプレートおよび北米プレートの 4 つのプレートが相接しており、それらの境界部が、日本海溝、相模トラフ、南海トラフとなっている。

太平洋プレートは、毎年数センチの速さで西に進行し日本列島の下に沈み込んでいる。一方、フィリピン海プレートは、北西に進行してユーラシアプレートに沈み込んでおり、このような海洋地殻の沈み込みによりユーラシアプレートの端に歪エネルギーが次第に蓄積されていく。この歪力による変形がある極限に達すると、元の状態に戻ろうとする力が急激な破壊を起こす。これが、日本の太平洋近海で発生する巨大地震の原因であり、本市も東海沖や南海沖に発生する海溝型地

震の影響を受け、大災害を引き起こすことが考えられる。

2 社会的条件

(1) 人 口

本市の人口は（平成 17 年 10 月 1 日現在）84,076 人で対 12 年国勢調査時より 1.1%の減少、世帯数は 27,521 世帯で対 12 年国勢調査時より 4.8%の増加である。

第 6 節 被害想定等

1 気象災害等

(1) 水 害

本市の地勢的条件から、中津地域においては恵那山系から急傾斜地を流下する河川による水害が多く、今までの被害状況も水害によるものが最も多く、人命の被害、家屋、耕地の流埋没あるいは道路、橋梁、山地の損害が甚しい。したがって、現在も恵那山系の山地崩壊が進んでいることから見ても、将来もこれらの山々から流下する中津川、四つ目川、落合川等の氾濫、洪水による被害が予想される。また、他の地域においても木曽山脈、飛騨山脈から流下する中小の谷や沢が、木曽川、付知川に流れ込み、土石流など様々な水害を誘発する自然的要因を備えている。

(2) 火 災

市街地における火災の発生は家屋が密集し、木造家屋が多いため、市街地での火災は特に留意すべきである。中でも中津川駅周辺の市街地での火災延焼が懸念される。

(3) 風 害

台風による被害は沿海地帯に比し軽微であるが、大型台風が伊勢湾から日本海へ抜けるコースをとるときには、昭和 34 年の伊勢湾台風、昭和 36 年の第 2 室戸台風時のように、相当規模の被害が全域にわたって発生することが予想される。

(4) 雪 害

積雪は比較的少なく、神坂、川上、阿木、加子母の一部で交通に支障をきたすが、直接的な雪害の危険はほとんど見受けられない。

2 想定される地震

本市では、東海地震・東南海地震等の海溝型地震に加え、阿寺断層帯等の内陸（直下）型地震が発生した場合を想定し、計画を行うものとする。

3 地震の想定（海溝型地震）

(1) 東海地震

- ア 地震の規模 M8.0
- イ 震 源 域 駿河湾およびその西方沖
- ウ 震 度 最高震度 6 弱

(2) 東南海地震

- ア 地震の規模 M8.2
- イ 震 源 域 遠州灘西部から紀伊半島沖
- ウ 震 度 最高震度 5 強

(3) 複合型東海地震

- ア 地震の規模 M8.3
- イ 震 源 域 東海・東南海連動
- ウ 震 度 最高震度 6 強

4 被害の想定（平成15年岐阜県東海地震等被害想定調査等）

（午前3時 揺れの強さの幅を考慮）山口地区を除く

想定地震	震度	全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)	死亡者数 (人)	負傷者数 (人)	避難者 数 (人)	発生確率 (%)
東海地震	5強	267	625	13	871	897	84.0
東南海地震	6強	164	386	7	631	551	60.0
複合型 東海地震	6強*	248*	686*	10*	786*	757	

発生確率：今後30年以内に地震が発生する確率

*印は山口地区を含む

第 7 節 市災害対策本部の組織

災害対策基本法第 23 条に基づく市災害対策本部の組織は、中津川市災害対策本部に関する条例および次に定めるところによるものとする。

なお、市本部の開設および配置ならびに職員の動員等その運用は、風水害等対策編第 1 章第 1 項第 1 節「市災害対策本部運用計画」、地震対策編第 1 章第 1 項「応急体制」によるものとする。

1 系統

市本部の組織系統は、おおむね次表のとおりとする。

市 災 害 対 策 本 部	支 部	名 称	位 置	区 域
市 庁 舎 内		山 口 支 部	山口総合事務所内	山口・馬籠
		坂 下 支 部	坂下総合事務所内	坂下・上野
		川 上 支 部	川上総合事務所内	川上
		加 子 母 支 部	加子母総合事務所内	加子母
		付 知 支 部	付知総合事務所内	付知
		福 岡 支 部	福岡総合事務所内	田瀬・下野・福岡・高山
		蛭 川 支 部	蛭川総合事務所内	蛭川
		苗 木 支 部	苗木コミュニティセンター内	苗木・瀬戸
		坂 本 支 部	坂本コミュニティセンター内	千旦林・茄子川
		落 合 支 部	落合コミュニティセンター内	落合
		阿 木 支 部	阿木コミュニティセンター内	阿木・飯沼
		神 坂 支 部	神坂コミュニティセンター内	神坂
現 地 災 害 対 策 本 部				

2 編成

市本部、現地対策本部および市地域支部の編成状況は、次のとおりである。



3 分担任務

各組織の分担任務等は、次によるものとする。

(1) 本部長

本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部員およびその他の職員を指揮監督する。

(2) 副本部長

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合においては、副市長を第1順位、生活環境部長を第2順位、総務部長を第3順位とする。

(3) 総括本部員

総括本部員（生活環境部長）は、副本部長を補佐し、本部員を総括する。

(4) 本部の各部、各班

市本部に部および班を設け、部に部長および副部長を、班に班長をおく。

部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を処理し、所属の職員を指揮監督する。

副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。部長および副部長ともに事故があるときは、その属する部の主管班の長がその職務を代行する。

班長は、当該班の所属事項について、部長、副部長を補佐するとともに、上司の命を受けて応急対策の処理にあたる。

本部の各部および各班別の分担任務は、別表のとおりである。

(5) 本部事務局

本部事務局の任務および編成は、次のとおりとする。

ア 任務

本部事務局は、次の事項を処理する。

- (ア) 災害対策本部の運営
- (イ) 本部長の命令・指示等を各部へ伝達
- (ウ) 災害情報の収集・伝達
- (エ) 各部、各支部との連絡調整
- (オ) 軽易な応急対策の調整
- (カ) 職員の非常招集及び人員調整
- (キ) 国、県及び関係機関との連絡調整
- (ク) 市民への広報及び報道機関への災害情報の公表

イ 編成

局 長	生活環境部：生活局長
局 員	生活環境部：防災対策班、生活安全班、市民班 総務部：秘書班、契約管財班、総務班 企画部：広報広聴班、情報政策班、地域振興班

(6) 本部連絡室

本部連絡室の任務および編成は、次のとおりとする。

ア 任務

本部連絡室は、次の事項を処理する。

(ア) 本部員、本部からの命令、指示事項等を部内へ伝達

(イ) 部内の被害状況等災害情報を本部へ報告

イ 編成

各部から本部員が指名した者

(7) 支部

ア 地域総合事務所および地域コミュニティセンターごとに支部を設け、支部長および支部員を置く。

イ 支部長に総合事務所長およびコミュニティセンター所長を、支部員に総合事務所の各課長およびコミュニティセンター職員をもってこれにあてる。

ウ 支部長は、支部の事務を総括し、支部員およびその他の職員を指揮監督する。

支部長に事故があるとき、または欠けたときは、支部長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

エ 支部に、班を設け、班長を置く。

オ 班長は、当該班の所属事項について、上司の命を受けて応急対策の処理にあたる。

カ 支部の班別の分担任務は、別表のとおりである。

キ アからカに規定するほか、支部の組織について必要な事項は、支部長が別に定める。

(8) 本部・支部員会議

ア 本部員会議は、本部長、副部長および本部員を、支部員会議は、支部長、支部員をもって組織し、本部および支部にかかる災害応急対策の基本的な事項を協議するとともに、災害対策の総合的な調整とその実施の推進にあたるものとする。

イ 本部・支部員会議は、必要に応じて、防災関係機関の長等の出席を求めることができる。

(9) 災害警戒本部・支部

ア 災害警戒本部設置基準

(ア) 土砂災害警戒情報の発表されたとき

(イ) 河川の避難判断水位を超過する恐れがあるとき

(ウ) 市内において震度5弱の地震が発生したとき

(エ) その他、市長が必要と判断したとき

イ 災害警戒本部の任務

(ア) 災害情報の収集・伝達に関すること

(イ) 職員の配備状況の把握に関すること

(ウ) 災害対策本部の設置に関すること

ウ 災害警戒本部の編成

警戒本部長を生活環境部長、警戒副本部長を消防長、生活局長とし、原則とし

て総務部、企画部、健康福祉部、基盤整備部の代表者で構成する。ただし、警戒本部長が必要と判断した場合は、追加することができる。

エ 災害警戒支部

本部より指示があった場合または支部長の判断により、災害警戒支部を設置する。

(10) 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、本部長が災害の規模、程度等により必要があると認めるときに設置される。

ア 現地災害対策本部に現地災害対策本部長および本部員ならびにその他の職員を置き、副本部長、本部員およびその他の職員のうちから本部長が指名する者をもってこれにあてる。

イ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

【別表】市本部各部・各班分担任務表

部 (部長・副部长)	班 (班 長)	分 担 任 務
生活環境部 (生活環境部長) (補佐：生活局長)	防災対策班 防災対策課 (防災対策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議、災害警戒本部および災害対策本部に関すること。 2 県本部および支部との連絡調整に関すること。 3 県、他市等への応援要請等に関すること。 4 災害対策全般、災害情報の収集、予報・警報の伝達に関すること。 5 被害状況の集計報告に関すること。 6 職員の動員および各部各班連絡調整に関すること。 7 警察・消防機関との連絡調整に関すること。 8 自衛隊の派遣要請に関すること。 9 防災資機材の調達に関すること。
	生活安全班 生活安全課 (生活安全課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全対策に関すること。 2 市民生活の安全・安定対策に関すること。 3 防災関係機関との連絡調整に関すること。
	市民班(主管班) 市民課(市民課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の確認および市民の安否確認に関すること。 2 国民年金の保険料の減免措置に関すること。 3 市民窓口による被害情報等の対応に関すること。 4 人権擁護に関すること。 5 避難住民の生活実態把握に関すること。 6 斎場および墓地の運営管理に関すること。 7 部内の応援に関すること。
	環境班 環境政策課、環境センター、 衛生センター、恵北衛生センター (環境政策課長・各施設の長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公害発生対策に関すること。 2 避難施設および被災地等の清掃ならびにごみ・し尿の収集処理に関すること。
総務部 (総務部長) (補佐：総務部次長)	秘書班 秘書課 (秘書課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞および視察に関すること。 3 災害に関する特命事項に関すること。
	契約管財班 契約管財課 (契約管財課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有財産(他班の管理するものを除く)の災害対策に関すること。 2 災害時に必要な物品の調達に関すること。 3 災害対策用車両の確保および配車に関すること。 4 災害対策本部用非常電話およびファックスの設置管理に関すること。 5 情報システムおよび行政内ネットワークの災害対策に関すること。 6 災害対策本部における被災状況の集計。
	総務班(主管班) 総務課、進捗管理課、行政改革推進課 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部各班人員の把握及び調整に関すること。 2 職員の公務災害に関すること。 3 職員の健康管理およびメンタルヘルスに関すること。 4 被災職員の福利厚生に関すること。 5 技術員等の雇上の調整に関すること。 6 災害関連文書の受理、発送、保存に関すること。 7 部内調整に関すること。

	<p>会計班 会計課 (会計課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係費の出納に関する事。 2 金融機関との連絡調整等に関する事。 3 義援金に関する事。 4 備品の管理に関する事。
<p>企画部 (企画部長) (補佐:政策局長、地域振興局長)</p>	<p>税務班(主管班) 税務課 (税務課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集および家屋等被害調査に関する事。 2 災害による市税減免措置に関する事。 3 部内他班の応援に関する事。
	<p>企画財務班 企画財務課、交通対策室 (企画財務課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関連予算等市財政に関する事。 2 公共交通機関等に関する事。 3 部内調整に関する事。
	<p>広報広聴班 広報広聴課 (広報広聴課長) 情報政策班 情報政策課 (情報政策課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における広報に関する事。(防災行政無線、市ホームページ、広報車等) 2 広報会自主防災会との連絡調整に関する事。 3 報道関係者との連絡調整および被害状況等の公表に関する事。
	<p>地域振興班 地域振興課 (地域振興課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 支部等との連絡調整に関する事。 2 災害時における住民相談に関する事。
<p>健康福祉部 (健康福祉部長) (補佐:福祉局長)</p>	<p>健康福祉班 障害援護課、高齢支援課、健康医療課、国民健康保険課、福祉相談室、介護保険室、在宅介護支援センターかやの木、保健センター、各診療所 (健康医療課長、各施設の長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設および災害援助・援護対策に関する事。 2 応急救護所の開設に関する事。 3 医療・衛生対策および防疫対策に関する事。 4 医師会等との連絡調整および医薬品等の調達確保に関する事。 5 災害時要援護者の支援及び安否確認に関する事。 6 り災者の把握および健康相談等に関する事。 7 り災証明の発行に関する事。 8 災害による死体保護および搬送に関する事。 9 被災世帯に対する生活福祉資金の貸付けに関する事。 10 社会福祉施設との連絡調整に関する事。 11 国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料等の減免措置に関する事。 12 災害ボランティアセンターの開設および運営に関する事。 13 その他市民等の健康福祉に関する事。 14 社会福祉協議会、日本赤十字社との連絡調整に関する事。
<p>産業振興部 (産業振興部長) (補佐:商工観光局長、農林局長)</p>	<p>商工観光班(主管班) 工業振興課、商業振興課、観光課 (商業振興課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における物資(主要食料は除く)の確保に関する事。 2 商工会議所および各種商工観光団体との連絡調整に関する事。 3 商工業および観光施設の被災状況の把握および災害対策に関する事。 4 被災中小企業等に対する金融措置に関する事。 5 にぎわいプラザの開設およびJR 滞留客の受け入れ等に関する事。

	農林班 農業振興課、林業振興課、畜産振興課、家畜診療所 (農業振興課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要食料の調達および避難所における炊き出し等に関すること。 2 自主防災組織と連携した飲食物の確保および配布 3 農林畜産関係施設の被害状況把握および災害対策に関すること。 4 災害融資に関すること。 5 農林関係施設の管理運営に関すること。
文化スポーツ部 (文化スポーツ部長)	文化スポーツ班 生涯学習課、文化振興課、スポーツ課、各公民館、各図書館、少年センター、市史編纂室、各文化施設 (スポーツ課長、各施設の長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育文化施設および体育施設の避難所開設運営に関すること。 2 社会教育文化施設およびスポーツ施設の被災状況の把握および管理運営に関すること。 3 文化財の保護および災害対策に関すること。 4 施設等の応急修理および管理運営に関すること。
基盤整備部 (基盤整備部長) (補佐:建設局長)	建設班(主管班) 建設課、農林整備課 (建設課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路河川の災害状況の把握および災害対策に関すること。 2 危険箇所における災害対策に関すること。 3 応急復旧資機材の確保に関すること。 4 建設協会および建設業者との連絡調整および依頼に関すること。 5 溜池の保全に関すること。
	都市整備班 都市整備課 (都市整備課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画施設および公園施設の災害対策に関すること。 2 避難地(公園施設)の管理に関すること。 3 災害時における緊急物資の輸送に関すること。 4 部内他班の応援に関すること。
	用地管理班 管理課、用地対策課 (管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防に関すること。 2 道路・河川の被害状況の把握および管理に関すること。 3 開発関連施設の災害に関する関係機関への連絡に関すること。 4 緊急輸送路の確保に関すること。 5 部内他班の応援に関すること。
	建築住宅班 建築住宅課 (建築住宅課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害状況の把握および災害対策に関すること。 2 り災者の応急住宅対策に関すること。 3 災害時における被災建築物・宅地の応急危険度判定に関すること。 4 建築業者等との連絡調整および依頼に関すること。
水道部 (水道部長) (補佐:業務管理課長)	水道班 水道課、業務管理課、下水道課、各浄水場、浄化管理センター、各下水処理場 (水道課長、各施設の長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保および供給に関すること。 2 上下水道施設の災害対策に関すること。 3 仮設トイレの確保および設置に関すること。
市民病院部 (病院部長) (補佐:病院総務課長)	市民病院班 病院総務課、経営政策課、医事課、総合医療部、看護部、医療技術部 (医事課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者に対する医療活動および助産活動等に関すること。 2 市民病院等の災害対策に関すること。 3 医療器具および医薬品等の確保に関すること。
坂下病院部 (事務局長) (補佐:病院総務課長)	坂下病院班 病院総務課、医事課、診療部、看護部、薬剤部、医療技術部 (医事課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者に対する医療活動および助産活動等に関すること。 2 坂下病院および老人保健施設等の災害対策に関すること。 3 医療器具および医薬品等の確保に関すること。

消防部 (消防長) (補佐:消防次長)	消防班 消防総務課、警防課、予防課、救急課、各消防署 (各消防署長)	1 救急救助活動および消防活動・水防活動に関すること。 2 消防団との連絡および団員の動員に関すること。 3 避難誘導に関すること。 4 消防関係施設の災害対策に関すること。 5 危険物の取り扱い指導および対処等に関すること。 6 災害に関する情報収集および被害調査報告に関すること。
教育部 (教育次長) (補佐:幼児教育課長)	教育班 教育企画課、学校教育課、幼児教育課、各給食調理場、阿木高校、教育研修所、子育て支援課、各幼稚園、各保育園、発達支援センター (教育企画課長、各施設等の長)	1 避難所（教育施設）の開設運営管理に関すること。 2 被災園児、児童、生徒の把握および対応に関すること。 3 園児、児童、生徒等の避難安全確保および安否確認等の対応に関すること。 4 教育関係施設等の被害状況の把握および災害対策に関すること。 5 災害時における教育の確保に関すること。 6 学校給食施設の災害対策に関すること。 7 学校給食の確保に関すること。 8 災害時における炊き出しおよび搬送に関すること。
議会部 (議会事務局長) (補佐:庶務課長)	議会班 庶務課 (庶務課長)	1 市議会議員との連絡調整に関すること。 2 災害見舞および被災地の視察・激励に関すること。 3 市民要望の把握に関すること。

【別表】市支部各班分担任務表

支部 (地域総合事務所長)	自主防連絡班 避難誘導班 防災対策班 情報収集班 (生活福祉課)	1 自主防災会との連絡調整に関すること 2 避難誘導に関すること 3 災害対策支部の運営に関すること 4 災害情報の収集および報告に関すること
	物資調達班 炊き出し班 避難所開設班 (企画振興課)	1 主要食料等の調達に関すること 2 避難所における炊き出し等に関すること 3 避難所の開設運営管理に関すること
	被害状況収集班 応急復旧班 (基盤整備課)	1 災害状況の把握および災害対策（応急復旧）に関すること
支部 (地域コミュニティセンター所長)	地域コミュニティセンター	1 災害情報の収集および報告に関すること

山口・川上・加子母・付知・蛭川支部の企画振興課は基盤整備課の任務を兼ねる。加子母支部の企業立地課は企画振興課に属する。

ア 次に掲げる部署は、右に掲げる班にそれぞれ属するものとし、所属班の分担任務を行うものとする。なお、特記事項欄に記載のある部署は、所属班の分担任務によらず、特記事項欄に記載する任務を行うものとする。

部 署	所 属 班 名	特 記 事 項
監査委員事務局	総務部総務班	
土地開発公社事務局	基盤整備部用地管理班	
農業委員会事務局	産業振興部農林班	
なかつがわふれあい公社	文化スポーツ部文化スポーツ班	管理受託施設等の防災対策に関すること
社会福祉協議会	健康福祉部健康福祉班	災害ボランティアセンターの開設および運営に関すること
社会福祉協議会各支部	各支部	災害ボランティアセンターの開設および運営に関すること
中津川・恵那広域行政推進協議会	企画部地域振興班	
東濃農業共済事務組合	産業振興部農林班	
(財)中津川・恵那地域勤労者福祉SS	産業振興部商工観光班	
クアリゾート湯舟沢	産業振興部商工観光班	
付知町振興公社	付知支部	

イ 各班は、本部長の命令により必要に応じて他班の行う事項について、応援を行うものとする。

ウ 分担の明確でない対策は、本部長（軽易な事項については、本部職員）の指定する班において担当する。

エ 中津川市行政組織規則第48条に規程する職員は、それぞれの勤務場所に参集し、属する班長の指示に従うものとする。

オ 災害対策本部を開設しない場合および災害対策本部を開設するに至らない程度の災害が発生し、または発生する恐れのあるときの災害対策は、各班長の属する班等がそれぞれ分担するものとする。